

八幡平市地域公共交通活性化協議会
令和7年度第1回会議

日時：令和7年6月26日(木) 午前10時00分～

場所：八幡平市役所ホール棟 多目的ルーム1

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 監事の任命について
- 4 会長あいさつ
- 5 協議事項
 - (1) 令和6年度事業報告及び収支決算について
 - (2) 令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 6 報告
 - (1) 自家用有償旅客運送者の登録の抹消について(安比高原観光輸送協議会)
 - (2) タクシーの営業区域外旅客運送の実績について
- 7 その他
- 8 閉会

八幡平市地域公共交通活性化協議会委員名簿(任期:令和7年4月1日～令和9年3月31日)

	役職	所属	職名	氏名
1	会長	八幡平市	市長	佐々木 孝弘
2	副会長	八幡平市	副市長	田村 泰彦
3	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査部門)	佐々木 拓真
4	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整部門)	佐々木 亜津子
5	委員	盛岡広域振興局経営企画部	特命参事兼企画推進課長	吉原 武志
6	委員	盛岡広域振興局土木部岩手土木センター	道路河川整備課長	阿部 寛之
7	委員	岩手県公安委員会	岩手県警察本部 交通部 交通規制課長	中嶋 英樹
8	委員	岩手警察署	交通課長	久保 慶浩
9	委員	八幡平市	産業建設部建設課長	工藤 剛
10	委員	公益社団法人岩手県バス協会	専務理事	菅原 克也
11	委員	一般社団法人岩手県タクシー協会	専務理事	宮澤 淳
12	委員	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	副議長	大坪 勝利
13	委員	岩手県北自動車株式会社	営業本部乗合事業部長	八木澤 健
14	委員	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	盛岡統括センター 所長	庄司 裕二
15	委員	有限会社平舘タクシー	代表取締役	高橋 光男
16	委員	西根観光タクシー株式会社	取締役	山口 智
17	委員	小川タクシー株式会社	代表取締役	杉本 修太郎
18	委員	有限会社安代観光タクシー	代表取締役	平 清史
19	委員	八幡平市寺田地域振興協議会	代議員	伊藤 實
20	委員	八幡平市松尾地区地域振興協議会	理事	田村 英典
21	委員	荒屋地区振興協議会	会長	大森 力男
22	委員	岩手西北医師会	参与	及川 忠人
23	委員	一般社団法人八幡平市観光協会	会長	田村 正彦
24	委員	八幡平市商工会	会長	高橋 富一
25	委員	八幡平市PTA連絡協議会	副会長(八幡平市立松野小学校PTA会長)	大巻 飛鳥
26	委員	八幡平市老人クラブ連合会	副会長	遠藤 公雄
27	委員	八幡平市婦人会連絡協議会	副会長	大森 貞子
28	委員	岩手県立大学	総合政策学部 教授	宇佐美 誠史

-	事務局	八幡平市 市民部	部長	佐々木 善勝
-	事務局	八幡平市 市民部 まちづくり推進課	課長	遠藤 祐一
-	事務局	八幡平市 市民部 まちづくり推進課	地域振興係長	種市 篤志

監事の任命について

	職 名	氏 名
監 事	岩手県北自動車(株) 営業本部 乗合事業部長	八木澤 健 (やぎさわ たけし)
	八幡平市寺田地域振興協議会 代議員	伊藤 實 (いとうみのる)

[参考]

八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱

第9条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、第3条に定める構成員のうちから市長が任命する。

協議事項（１）

令和６年度八幡平市地域公共交通活性化協議会事業報告及び収支決算について

1 令和６年度事業報告

（１）会議等の開催

期日	会議名等	場所等
令和６年７月２４日	<p>第１回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和５年度事業報告、収支決算について ・令和６年度事業計画（案）、収支予算（案）について ・岩手県北バス路線の再編について ・八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について ・八幡平市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会の設置について 	市多目的ホール棟 大ホール
令和６年８月２２日	<p>路線バス（八幡平マウンテンホテル線平館駅前経由）運行内容変更にかかる住民説明会</p> <p>【同日２部開催】</p> <p>第１部（１３：３０～）参加者：３名</p> <p>第２部（１８：３０～）参加者：３名</p>	市多目的ホール棟 多目的ルーム２
令和６年８月２３日	<p>第１回運賃協議分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）平館八幡平線の協議運賃設定について 	市多目的ホール棟 多目的ルーム１
令和７年２月６日	<p>幹線バスのダイヤ改正にかかる住民説明会</p> <p>参加者：９名</p>	安比高原リゾートオフィス

令和7年2月13日	<p>第2回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスのダイヤ改正について ・自家用有償旅客運送の更新登録について ・訪日外国人旅行者を対象としたタクシー輸送力の確保対策（営業区域外旅客運送）について 	西根地区市民センター大集会室
令和7年2月13日	<p>第2回運賃協議分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線バス「バス停留所：安比ペンション」の協議運賃設定について ・西根・松尾地区コミュニティバスのダイヤ改正に係る協議運賃設定について 	西根地区市民センター研修室

(2) 八幡平市地域公共交通計画（戦略①～⑧）の推進

戦略① 路線バスの集約による運行・運営の効率化
<p>【R6年度計画】</p> <p>① 再編検討</p>
<p>【R6年度実施内容】</p> <p>① 再編について検討を行い、10月1日より再編実施（5路線→3路線）。再編により運行外となる区間については、新たな路線「平館八幡平線」として運行。</p>

戦略② コミュニティバスの利用者利便性の向上
<p>【R6年度計画】</p> <p>① 松尾地区へのデマンド運行導入検討</p> <p>② 西根地区のダイヤ見直し</p>
<p>【R6年度実施内容】</p> <p>① デマンド運行の導入、目指す運行形態について検討を行った。主な検討内容については以下のとおり。今後、令和7年度実証運行に向け、検討を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行タイプ：デマンド型交通で仮想バス停設置タイプの方向とし、仮想バス停の設置箇所等については継続検討。複数事業者が運行に携われる形式で検討を進める。 ・予約方法：電話予約有りとし、アプリ等の予約については継続検討。

- ・車両：運行事業者手持ち車両を基本とし、小型化（コミュータークラス）の方向で継続検討。
- ・配車経路作成システム：道路の上下線を区別できるシステムが望ましい。
- ・実証運行エリア：松尾地域を基本とし、市内交通事業者等で今後協議、調整を行う。

② 市コミュニティバス（全系統）のダイヤ見直しを実施。※令和7年4月1日より新ダイヤで運行開始

戦略③ 鉄道、路線バスの利用促進

【R6年度計画】

- ① 通学定期券補助の継続
- ② サイクルトレインの検討、実証

【R6年度実施内容】

- ① 通学定期券購入費に対して補助を行った。（購入額の10%、延べ申請件数1,280件、補助額4,300,570円）
- ② サイクルトレイン実証実験を実施した。（花輪線利用促進協議会事業、10月1日～31日、利用者44名）

戦略④ 幹線バス等市内幹線の充実

【R6年度計画】

- ① 経路、バス停の増設、ダイヤ見直し検討

【R6年度実施内容】

- ① 幹線バスのダイヤ等の見直しを行った。（バス停：安比ペンションの増設、帰り便の田山エリアを降車専用とした。）※令和7年4月1日より新ダイヤで運行開始

戦略⑤ 通学や通勤ができる公共交通の充実

【R6 年度計画】

【R6 年度実施内容】

令和 7 年度検討に向け、課題整理を行った。

戦略⑥ クルマがなくても安心しておでかけできる環境づくり

【R6 年度予定】

- ① 免許返納者への交通利用券交付事業の継続
- ② 出前講座、体験乗車会の実施

【R6 年度実施内容】

- ① 免許返納者への交通利用券交付事業を実施した。(41 件)
- ② 出前講座を実施した。(1 件)

戦略⑦ 観光二次交通の充実

【R6 年度予定】

- ① 広域観光ハイヤー導入
- ② 岩手山サービスエリア活用の検討

【R6 年度実施内容】

- ① ~令和 6 年 11 月 30 日 (特例実施)、令和 7 年 2 月 25 日~ (道路運送法第 20 条第 2 号による実施)
- ② 岩手山サービスエリアへのバス停設置に関し内部検討を行った。

戦略⑧ 来訪者の市内周遊ニーズへの細やかな対応

【R6 年度予定】

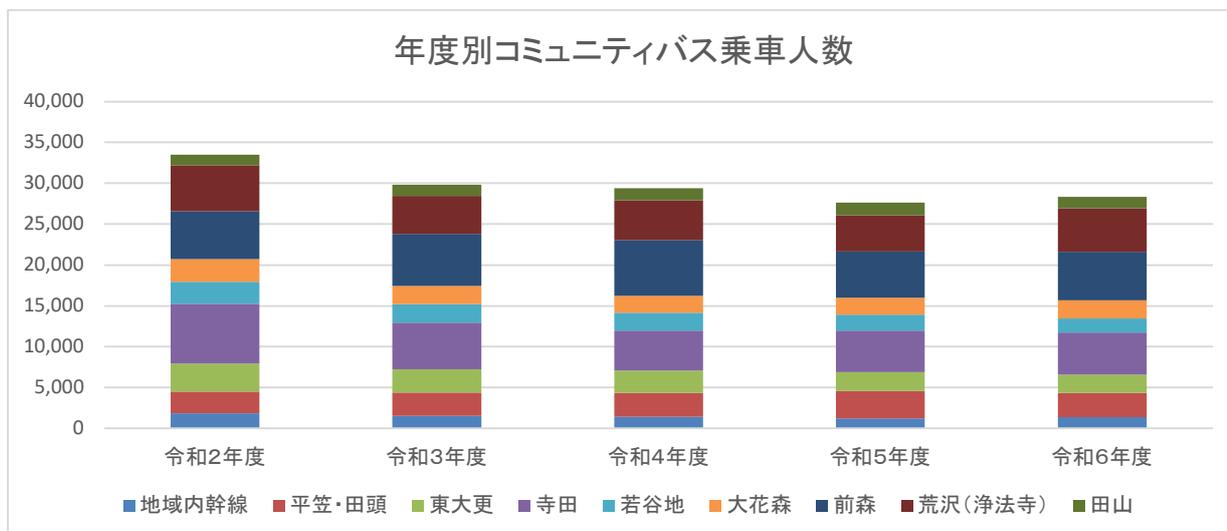
- ① 自家用有償旅客運送の継続 (安比高原)
- ② 多様な交通手段による維持の検討 (松川温泉)

【R6 年度実施内容】

- ① 継続実施 ※令和 7 年 4 月 15 日自家用有償旅客運送者登録廃止
- ② 松川温泉線について、運行が維持されることとなった。

令和6年度コミュニティバスの乗車状況について

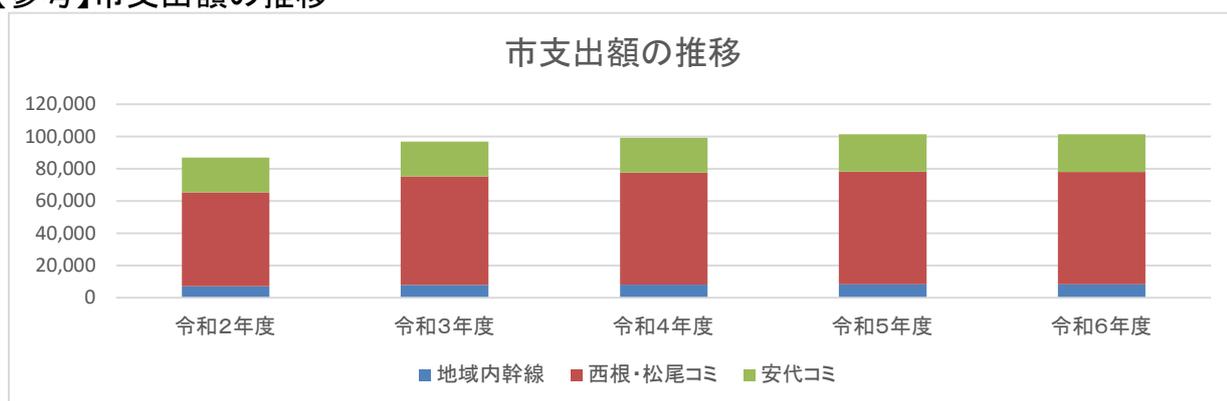
令和6年度のコミュニティバス乗車状況について報告します。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域内幹線	1,834	1,496	1,392	1,214	1,356
平笠・田頭	2,683	2,872	2,924	3,345	2,975
東大更	3,419	2,874	2,757	2,325	2,251
寺田	7,312	5,693	4,885	5,064	5,126
若谷地	2,709	2,279	2,183	1,950	1,727
大花森	2,777	2,243	2,088	2,063	2,212
前森	5,845	6,353	6,832	5,713	5,950
荒沢(浄法寺)	5,661	4,635	4,839	4,395	5,336
田山	1,242	1,387	1,472	1,552	1,389
計	33,482	29,832	29,372	27,621	28,322

【単位: 人】

【参考】市支出額の推移



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域内幹線	7,189	7,829	7,989	8,324	8,345
西根・松尾コミ	58,176	67,394	69,520	69,905	69,840
安代コミ	21,642	21,642	21,642	23,313	23,313
計	87,007	96,865	99,151	101,542	101,498

【単位: 千円】

2 令和6年度収支決算

収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較 (予算-決算)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	0	0	0	
2繰越金	1繰越金	1繰越金	1,510,620	1,510,620	0	
3諸収入	1諸収入	1雑入	380	720	△ 340	預金利息
計			1,511,000	1,511,340	△ 340	

支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較 (予算-決算)	摘要
1運営費			760,000	185,559	574,441	
	1会議費	1会議費	710,000	166,859	543,141	委員報酬、費用弁償
	2事務費	1事務費	50,000	18,700	31,300	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	701,000	0	701,000	
3予備費	1予備費	1予備費	50,000	0	50,000	
計			1,511,000	185,559	1,325,441	

収入合計 1,511,340 円 - 支出合計 185,559 円 = 次年度繰越金 1,325,781 円

監 査 報 告

八幡平市地域公共交通活性化協議会に係る令和6年度の収支決算について令和7年6月19日に、関係帳簿、証拠書類等を厳密に監査した結果、その内容は正確であり、収支はいずれも適切であったことを認め、ここに報告します。

令和7年6月26日

監事 岩手県北自動車株式会社
乗合事業部長
八木澤 健 

監事 八幡平市平館地域振興協議会
事務局長
田村 栄造 

協議事項（２）

令和７年度八幡平市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）及び収支予算（案）
について

1 令和７年度事業計画（案）

①八幡平市地域公共交通計画の推進

計画に掲載されている戦略①～⑧（計画書 P58～64）について取り組みます。

戦略① 路線バスの集約による運行・運営の効率化

【R7 年度予定】

- | |
|----------------------------------|
| ・新路線へ移行 ※令和 6 年 10 月 1 日より、新路線移行 |
|----------------------------------|

戦略② コミュニティバスの利用者利便性の向上

【R7 年度予定】

- | |
|--------------------------------------|
| ・松尾地区へのデマンド運行導入 ※実証運行の実施 |
| ・西根地区のダイヤ見直し ※令和 7 年 4 月 1 日ダイヤ見直し実施 |
| ・安代地区への受付配車システム導入検討 |

戦略③ 鉄道、路線バスの利用促進

【R7 年度予定】

- | |
|---|
| ・通学定期券補助の継続 |
| ・サイクルトレインの検討、実証 ※令和 7 年 5 月 10 日から 10 月 27 日実証実
験を実施 |

戦略④ 幹線バス等市内幹線の充実

【R7 年度予定】

- | |
|--|
| ・経路、バス停の増設 ※令和 7 年 4 月 1 日経路変更、バス停増設実施 |
| ・ダイヤ見直し ※令和 7 年 4 月 1 日ダイヤ見直し実施 |
| ・買い物ツアーバス実施団体との調整等 |

戦略⑤ 通学や通勤ができる公共交通の充実

【R7 年度予定】

- ・ IGR 好摩駅からの帰宅便の運行検討

戦略⑥ クルマがなくても安心しておでかけできる環境づくり

【R7 年度予定】

- ・ 免許返納者への交通利用券交付事業の継続
- ・ 大更駅前へのバス待ち環境整備
- ・ 商業施設等が行うバス待ち環境整備促進メニューの検討
- ・ 出前講座、体験乗車会の実施

戦略⑦ 観光二次交通の充実

【R7 年度予定】

- ・ 広域観光ハイヤー導入 ※令和 7 年 2 月 25 日より運用開始
- ・ 岩手山サービスエリア活用の検討

戦略⑧ 来訪者の市内周遊ニーズへの細やかな対応

【R7 年度予定】

- ・ 自家用有償旅客運送の継続（安比高原）
- ・ 移動手段の維持（松川温泉） ※令和 7 度は運行が維持される見込み
- ・ ナイトシャトルバスの実証運行の検討

2 令和7年度収支予算(案)

収入

(単位:円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	0	0	0	八幡平市負担金
2繰越金	1繰越金	1繰越金	1,325,781	1,510,620	△ 184,839	前年度からの繰り越し
3諸収入	1諸収入	1雑入	219	380	△ 161	預金利息等
計			1,326,000	1,511,000	△ 185,000	

支出

(単位:円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1運営費			760,000	760,000	0	
	1会議費	1会議費	710,000	710,000	0	委員報酬等
	2事務費	1事務費	50,000	50,000	0	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	516,000	701,000	△ 185,000	アドバイザー招へい、実態調査
3予備費	1予備費	1予備費	50,000	50,000	0	
計			1,326,000	1,511,000	△ 185,000	

報告（1）

自家用有償旅客運送者の登録の抹消について（安比高原観光輸送協議会）

安比高原観光輸送協議会の実施する自家用有償旅客運送について登録が抹消となりましたので報告いたします。

記

1 経緯等

八幡平市地域公共交通会議令和5年度第1回会議（令和5年6月14日開催）にて承認され、運行を行っていた安比高原観光輸送協議会の実施する自家用有償旅客運送について、道路運送法の許可・登録を要しない運送であったことから、自家用有償旅客運送者の登録の抹消（令和7年4月15日廃止）となったものです。

※参考（運行内容）

対象者 自然学校プログラム受講者

コースNO	プログラム	定員	地図	エリア	ツアー料金	料金	移動時間片道	開催期間/時間
1	中のまきばとブナの森林浴	2～9名	①	安比高原中のまきば	6,000 大人 5,000 子供	1570	約10分	7/1日(土)～11/10日(日) 9:00～11:00/13:00～15:00
2	ゲンジ・ヘイケホテル観覧会	2～9名	①	安比高原ゴルフ場	4,000 大人 3,500 子供	1570	約10分	7/15日(土)～8/10日(木) 20:00～2100
3	不動の滝	2～9名	②	不動の滝	7,000 大人 6,000 子供	3140	約30分	7/1日(土)～10/20日(火) 13:30～16:00
4	ドラゴンアイ	2～9名	③-3	八幡平見返り峠	7,000 大人 6,000 子供	6280	約42分	5/27日(土)～6/11日(日) 9:00～13:00
5	八幡平トレッキング 八幡平ビジターセンター 松尾鉱山資料館	2～9名	③-3	八幡平見返り峠	7,000 大人	6280	約42分	7/1日(土)～10/20日(火) 9:00～13:00 ※ドラゴンアイの期間は中止
			③-1	八幡平ビジター センター周辺	6,000 子供			
6	焼け走りツアー	2～9名	④	焼け走り	7,000 大人 6,000 子供	3140	約30分	7/1日(土)～10/20日(火) 9:00～13:00
7	八幡平キャットツアー	2～8名	③-2	御在所	29,500 大人	6280	約40分	1/10日(月)～3/10日(火) 8:00～16:30
8	安比BCツアー	2～8名	①	セカンド安比	8,000 大人	1570	約12分	12/23日(土)～4/30日(火) 9:00～11:30/13:00～15:30

- 乗車代は参加人数で割る
- ③-1は八幡平山頂の経由地単体ではいかない
- 参加者1名の場合2名料金で対応。運賃は1名乗車料金
- 予約は自然学校で一括管理

岩運輸第53号の2
令和7年4月30日

八幡平市地域公共交通活性化協議会 会長 殿

東北運輸局岩手運輸支局長



自家用有償旅客運送者の登録の抹消について

道路運送法第79条の11の規定にかかる登録の抹消者について、下記のとおり通知
します。

記

1. 業務の廃止の届け出をした者（道路運送法第79条の11）

(1) 氏名、住所、代表者名称

安比高原観光輸送協議会
岩手県八幡平市安比高原117-1
会長 艾海提江 買買提

(2) 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

(3) 路線または運送の区域

岩手県八幡平市（高畑、寺志田、細野、安比高原、松尾、平笠、松尾寄木、
柏台、緑ヶ丘）

(4) 廃止年月日

令和7年4月15日

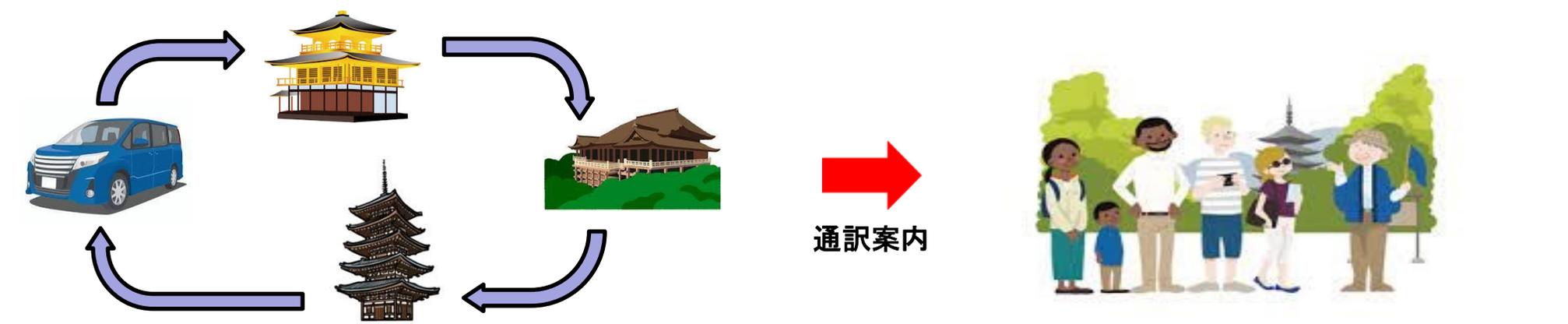
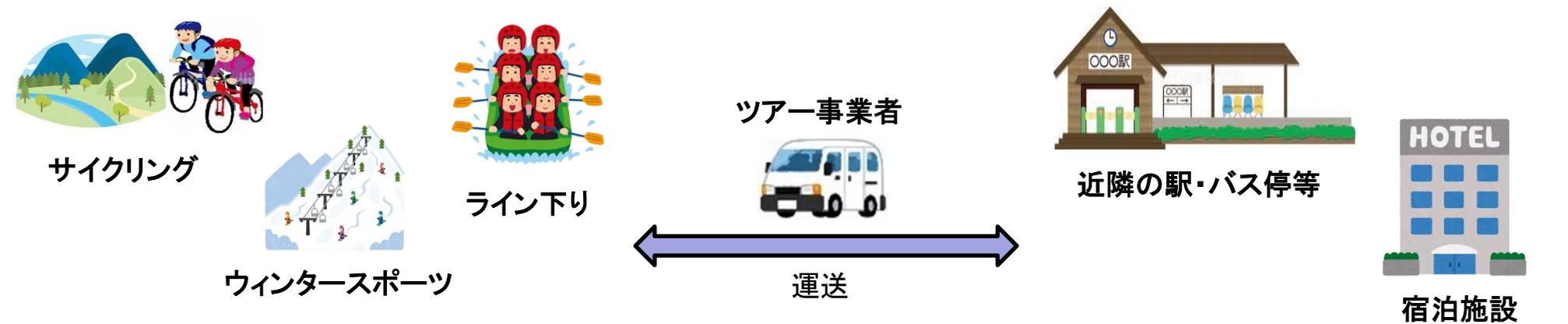
- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次

- ①無償運送について
 - 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設&介護施設の付随送迎
 - **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー&ガイドに係る付随送迎
 - **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
 - **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
 - **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

③ツアー&ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

報告（２）

タクシーの営業区域外旅客運送の実績について（道路運送法第２０条第２号）

年度実績

運行回数	輸送人員
8	34

各月実績

4月		5月		6月		7月	
運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員
0	0	0	0	0	0	0	0

8月		9月		10月		11月	
運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員
0	0	0	0	0	0	0	0

12月		1月		2月		3月	
運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員	運行回数	輸送人員
0	0	0	0	0	0	8	34

○経緯

- ・八幡平市地域公共交通活性化協議会令和６年度第２回会議（令和７年２月13日開催）にて協議（承認）
- ・令和７年２月25日付（東自旅二第９０２号）にて東北運輸局長より認定（運用開始）

○道路運送法第２０条

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

東自旅二第902号
令和7年2月25日

八幡平市地域公共交通活性化協議会長
佐々木 孝弘 殿

東北運輸局長 川崎 博



道路運送法第20条第2号に基づく営業区域外旅客運送について

標記について、貴協議会より令和7年2月13日付け八交協第4号で協議が調った旨の通知があったところ、道路運送法第20条第2号の規定に適合するものとして下記のとおり認めることとする。

記

1. 営業区域外旅客運送の対象となる地域

八幡平市の全域

2. 営業区域外運送を行う事業者

盛岡交通圏に営業所を有するタクシー事業者（ただし、個人タクシーは除く）

3. 営業区域外旅客運送に係る条件

- (1) 八幡平市を発地又は着地とする訪日外国人旅行者の輸送に限る。
- (2) 事前の予約がある輸送に限る。
- (3) 使用する車両の車種区分は特定大型車及び大型車のみとする。

4. その他

- (1) 営業区域外運送の実績（毎月の運行回数・輸送人員数）については、タクシー事業者より貴協議会へ報告させ、適時、協議会各委員へ共有すること。
- (2) 当該区域外運送の効果・妥当性については、貴協議会の責任において適宜検証し、必要に応じて運用を見直すこと。
- (3) 記3. で定める条件を変更する場合及び営業区域外旅客運送が不要になる場合は、協議を調えた上で、あらかじめ当局に報告を行うこと。

以上